

大阪府議会議事規則の一部改正について

1 秘密会における指定者以外の退場に関する規定の改正

- 一般的には、議場に傍聴席は含まれないと解釈されており、全国都道府県議会議長会の標準傍聴規則においても議場と傍聴席は区分されている。
- しかし、標準会議規則では、秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人を議場の外に退去させるように規定(第 101 条)されており、標準傍聴規則との間で表現上の不整合が生じていた。
- このため同議長会は、両規則の整合性を図るため標準会議規則を改正したことから、本府議会においても同様の会議規則の改正を行う。

■ 新旧対照表

改正後	改正前
(指定者以外の退場) 第 101 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を <u>議場及び傍聴席の外</u> に退去させなければならない。	(指定者以外の退場) 第 101 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を <u>議場の外</u> に退去させなければならない。

2 委員長報告の委任規定の整備

- 委員長報告について、委員長の事故の有無にかかわらず様々な状況に対応できるようにするため、委員長の職務代理者である副委員長が委任を受けて当該報告を行えるよう、会議規則の改正を行う。
- なお、委員長の代表権保持の観点から、委任する場合は委員会の議決によることとする。

■ 新旧対照表

改正後	改正前
(委員長の報告) 第 39 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。(略) 2 委員長は、前項の報告を委員会の議決により副委員長に委任することができる。 3 第 1 項の規定による報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。 4 委員長の報告には自己の意見を加えてはならない。	(委員長の報告) 第 39 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。(略) 2 前項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。 3 委員長の報告には自己の意見を加えてはならない。